

平成 28 年 11 月 10 日

## 社会福祉法人 南高愛隣会 行動計画

仕事と家庭の両立支援の充実を図ることで、職員全員が自らの能力を發揮できるよう雇用環境を整備するため行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 2 月 1 日 ～ 平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈対策〉

- 平成 29 年 2 月～ 育児休業等に関する資料（厚生労働省のパンフレット等）を職員に回覧し、内容を周知する。

目標 2 : 男性の子育て目的の休暇の取得促進

〈対策〉

- 平成 29 年 2 月～ 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を職員に周知・活用を促す。

目標 3 : 年次有給休暇の取得促進するための措置を行う

〈対策〉

- 平成 29 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 30 年 1 月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する。